

○経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保証法（昭和二十五年法律第百六十四号）第二十条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年五月十五日

経済産業大臣 枝野 幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特 定中小企業者の認定を申請する ことができる期間
5132	坂本建設株式会社	北海道札幌市北区北十三条西三丁目一丁目三番	平成二十四年二月二十四日から平成二十五年二月二十三日まで
5133	野尻眼鏡工業株式会社	福井県鯖江市島羽町第五十号一番地	平成二十四年三月三十日から平成二十五年三月二十九日まで
5134	福岡スプリット工業株式会社	福岡県北九州市門司区浜町一番二十九号	平成二十四年四月一日から平成二十五年四月一日まで

○特許庁告示第十二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社古賀総研から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十五日

特許庁長官 若井 良行

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第十八(一)三十二号	株式会社古賀総研	東京都八王子市宇安町4丁目7番1号わか ンスカイタワー1八王子6階

○国土交通省告示第百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）以下「法」とい。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十二条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年五月十五日

国土交通大臣 前田 武博

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道159号改築工事（七尾バイパス・石川県七尾市古府町た地内から同市国分町八地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 石川県七尾市古府町た、れ、そ、ぬ、る、り、ト、チ、ル、ヲ及びワ、藤野町イ、ロ及び八並びに国分町八、チ、ヌ、ル及びヲ地内
- 2 使用の部分 石川県七尾市古府町た、れ、そ、ぬ、る、ト、チ、ル、ヲ及びワ、藤野町イ及びロ並びに国分町八、チ、ヌ、ル及びヲ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第20条第1号の要件への適合性  
申請に係る事業は、石川県七尾市古府町た地内から同市下町イ地内までの延長3.2kmの

区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道159号改築工事（七尾バイパス）及びこれに伴う県道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道159号改築工事（七尾バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道159号（以下「本路線」という。）は、七尾市を起点とし、羽咋市等を経由して、金沢市に至る延長約70kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、能登地域で最大の人口を擁する七尾市の中心市街地と周辺地域とを結ぶ主要幹線道路であることから、地域住民による地域内交通に利用されるとともに、重要港湾である七尾港へのアクセス道路としての役割も担うなど、物流等の通過交通にも広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、七尾市古府町地内で14,111台/日であり、混雑度は1.31となっている。

本件事業の完成により、供用予定である一般国道470号（能越自動車道）の七尾インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することなどから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成22年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ等が確認されている。チュウヒについては、営業は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残っていることから影響は小さいとされている。メダカについては、周辺に同様の生息環境が広く残っていることから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルバノサウトウガラシ等が確認されているが、周辺に同様の生育環境が広く残っていることから影響は小さいとされている。